

# 平成25年第1回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第3日（平成25年3月18日）

|  |     |
|--|-----|
| 議事日程（第3号）  | 119 |
| 日程第1 議案第15号 宇治田原町暴力団排除条例を制定するについて  | 122 |
| 日程第2 議案第16号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて   | 122 |
| 日程第3 議案第17号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて | 123 |
| 日程第4 議案第18号 宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例を制定するについて                                  | 123 |
| 日程第5 議案第19号 宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例を制定するについて  | 124 |
| 日程第6 議案第20号 宇治田原町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例を制定するについて   | 124 |
| 日程第7 議案第21号 宇治田原町道路の構造の技術的基準に関する条例を制定するについて  | 125 |
| 日程第8 議案第22号 宇治田原町道路標識の寸法に関する条例を制定するについて  | 125 |
| 日程第9 議案第23号 宇治田原町移動等円滑化のために必要な道路の構造基準に関する条例を制定するについて   | 126 |
| 日程第10 議案第24号 宇治田原町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を制定するについて  | 126 |
| 日程第11 議案第25号 宇治田原町営住宅等の整備基準に関する条例を制定するについて   | 127 |
| 日程第12 議案第26号 宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制  |     |

|       |        |  |     |
|-------|--------|--|-----|
|       |        | 定するについて……………   | 127 |
| 日程第13 | 議案第27号 | 宇治田原町水道事業の剰余金の処分等に関する条例を<br>制定するについて……………                          | 128 |
| 日程第14 | 議案第28号 | 宇治田原町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末<br>処理場の維持管理基準に関する条例を制定するについ<br>て……………     | 128 |
| 日程第15 | 議案第29号 | 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部<br>を改正する条例を制定するについて……………                  | 129 |
| 日程第16 | 議案第30号 | 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害<br>補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定す<br>るについて…………… | 129 |
| 日程第17 | 議案第31号 | 宇治田原町都市公園条例の一部を改正する条例を制定<br>するについて……………                            | 130 |
| 日程第18 | 議案第2号  | 平成24年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)   | 130 |
| 日程第19 | 議案第3号  | 平成24年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業<br>勘定)補正予算(第4号)……………                      | 138 |
| 日程第20 | 議案第4号  | 平成24年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算<br>(第3号)……………                              | 138 |
| 日程第21 | 議案第5号  | 平成24年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別<br>会計補正予算(第2号)……………                       | 139 |
| 日程第22 | 議案第6号  | 平成24年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正<br>予算(第2号)……………                           | 139 |
| 日程第23 | 議案第7号  | 平成24年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2<br>号)……………                                | 140 |

平成25年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年3月18日

午前10時開議

- 日程第1 議案第15号 宇治田原町暴力団排除条例を制定するについて
- 日程第2 議案第16号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第3 議案第17号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第4 議案第18号 宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第19号 宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第20号 宇治田原町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第21号 宇治田原町道路の構造の技術的基準に関する条例を制定するについて
- 日程第8 議案第22号 宇治田原町道路標識の寸法に関する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第23号 宇治田原町移動等円滑化のために必要な道路の構造基準に関する条例を制定するについて
- 日程第10 議案第24号 宇治田原町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を制定するについて
- 日程第11 議案第25号 宇治田原町営住宅等の整備基準に関する条例を制定するについて
- 日程第12 議案第26号 宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定するについて

- 日程第13 議案第27号 宇治田原町水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定  
するについて
- 日程第14 議案第28号 宇治田原町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理  
場の維持管理基準に関する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第29号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を制定するについて
- 日程第16 議案第30号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償  
等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについ  
て
- 日程第17 議案第31号 宇治田原町都市公園条例の一部を改正する条例を制定する  
について
- 日程第18 議案第 2号 平成24年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第 3号 平成24年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘  
定）補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第 4号 平成24年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3  
号）
- 日程第21 議案第 5号 平成24年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計  
補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第 6号 平成24年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第23 議案第 7号 平成24年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）

## 1. 出席議員

|     |     |     |     |    |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 議 長 | 12番 | 田 中 | 修   | 議員 |
| 副議長 | 1番  | 垣 内 | 秋 弘 | 議員 |
|     | 2番  | 上 林 | 昌 三 | 議員 |
|     | 3番  | 青 山 | 美 義 | 議員 |
|     | 4番  | 安 本 | 修   | 議員 |
|     | 5番  | 今 西 | 久美子 | 議員 |
|     | 6番  | 原 田 | 周 一 | 議員 |
|     | 7番  | 谷 口 | 重 和 | 議員 |

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 8番  | 山内実貴子 | 議員 |
| 9番  | 奥村房雄  | 議員 |
| 10番 | 内田文夫  | 議員 |
| 11番 | 稲石義一  | 議員 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 町長                | 西谷信夫君  |
| 教育長               | 西出維久雄君 |
| 総務課長              | 山下康之君  |
| 理事兼企画・財政課財政課長     | 野間雅彦君  |
| 企画・財政課企画課長        | 馬場浩君   |
| 会計管理者兼<br>税務・会計課長 | 大江輝博君  |
| 戸籍・保険課長           | 清水清君   |
| 福祉課長              | 奥谷明君   |
| 健康長寿課長            | 谷村富啓君  |
| 建設・環境課建設課長        | 黒川剛君   |
| 建設・環境課環境課長        | 三好茂一君  |
| 産業振興課長            | 木元保男君  |
| 上下水道課長            | 野田泰生君  |
| 教育次長              | 光嶋隆君   |
| 教育課長              | 中辻正君   |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 久野村観光君 |
| 庶務係長 | 廣島照美君  |

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

**◎議案第15号の質疑、討論、採決**

○議長（田中 修） 日程第1、議案第15号、宇治田原町暴力団排除条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第15号の採決をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

**◎議案第16号の質疑、討論、採決**

○議長（田中 修） 日程第2、議案第16号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第16号の採決をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第3、議案第17号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第17号の採決をいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第4、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第18号の採決をいたしたいと思えます。御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第5、議案第19号、宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第19号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第6、議案第20号、宇治田原町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第20号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第7、議案第21号、宇治田原町道路の構造の技術的基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第21号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第8、議案第22号、宇治田原町道路標識の寸法に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第22号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第9、議案第23号、宇治田原町移動等円滑化のために必要な道路の構造基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第23号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第10、議案第24号、宇治田原町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第24号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第11、議案第25号、宇治田原町営住宅等の整備基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第25号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第12、議案第26号、宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第26号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第13、議案第27号、宇治田原町水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第27号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第14、議案第28号、宇治田原町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理基準に関する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第28号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第15、議案第29号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第29号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第16、議案第30号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第30号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第17、議案第31号、宇治田原町都市公園条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第31号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第18、議案第2号、平成24年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。稲石義一君。

○11番(稲石義一) 議案第2号、平成24年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)に対する質問を行います。

まず、1点目でございますが、総事業費4億8,670万円の財源内訳について、今般の補正予算における地方負担については国が最大9割を肩がわりすると言われており、大変有利なものとなっております。そこで、今回の補正予算では通常ベースと比較していかほどの財政的メリットがあったのか、お伺いいたします。

次に、2点目、集団茶園整備事業は国の予備費対応分であるとお聞きいたしております。

す。それであるなら、通常分としての財源措置しか受けられないのではないのでしょうか。財源手当ての厚い国の補正分に、なぜ手を挙げなかったのでしょうか。国の財源の肩がわりがなければ前倒しをする必要もなく、通常どおり、当初予算での計上でよかったのではないのでしょうか。当局の御所見をお伺いいたします。

次に、3点目、消防救急無線デジタル化事業につきまして、補正の主要事項調書では国庫補助金の充当事業となっておりますが、補正予算書の財源内訳では地方債1億140万円が充当されております。この違いについて御説明を願うとともに、国の補助金が充当されていないとすれば、緊急経済対策事業としての手厚い財源手当てはされないと理解していいですか。また、この事業は京田辺市に委託するとのことですが、京田辺市、井手町、宇治田原町の全体の事業費は幾らなのか。また、3自治体の経費負担割合とその根拠についてお伺いいたします。

次に、4点目、国は今回の補正予算について、15カ月予算と称し、切れ目のない予算かつ即応性のある景気浮揚予算として、早期着工、早期完成を目指すとなっておりますが、町においてはどのようにお考えなのでしょうか。公共下水道事業を含めた6事業について着工時期と完成予定時期をお答えください。

次に、5点目でございますが、国の緊急経済対策に呼応した今回の補正予算でございますので、もちろん地域経済が活性化し、景気が浮揚してくれることを期待するものでございますが、波及効果等、当局の御所見をお伺いいたします。

最後に、6点目でございますが、5問目の質問に関連いたしますが、町内の景気浮揚には地元業者が仕事を請け負い、そこから雇用も創出されるという姿が最も望ましいのですが、契約の方法について地元業者優遇の指名競争入札など、当局としての考え方を伺いいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（田中 修） 野間理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（野間雅彦） ただいまの稲石議員の御質問にお答えいたします。

議案第2号で提案いたしております一般会計補正予算につきましては、その補正額の大部分は、議員御案内のとおり、昨年末の政権交代により発足した第2次安倍内閣による緊急経済対策に呼応するものでございます。

国においては、今回の緊急経済対策の実施に当たり、追加される公共投資の地方負担額が大規模であること、また政府の新年度予算編成に大幅なおくれが生じており、4月

から当面の間は暫定予算を組まざるを得ないといった異例の状況を考慮し、今回限りの特別措置として充当率及び交付税措置率の高い補正予算債による対応に加え、地域の元気臨時交付金を新たに創設することにより地方負担の軽減を図り、自治体の円滑な公共事業執行を確保されているところでございます。

本町におきましては、事業費総額で4億8,670万円の追加補正を計上いたしているところでございますけれども、その財源につきましては、元気臨時交付金を含めた国庫支出金が2億935万円、府支出金が3,600万円、地方債1億8,140万円、受益者負担金3,450万円、合計で4億6,125万円の特定財源を確保することができており、一般財源は2,545万円となり、単年度ベースで見ますと町負担額は全体事業費の5.2%程度におさまりますことから、わずかな町の負担により補正予算に係る公共事業等を実施できるものと考えているところでございます。

議員御質問の国の緊急経済対策に伴う財政的なメリットといたしましては、今回の前倒し補正に係る財源対策として元気臨時交付金や充当率100%、交付税措置率50%の有利な補正予算債を活用することにより、通常ベースと比較いたしますと、実質的な一般財源ベースで約7,200万円の財政効果が生まれるものと考えております。

また、元気臨時交付金につきましては、自治体の財政力指数に応じて前倒し補正を行った公共事業費に対する地方負担額の約7割から9割が平成25年度の予算として配分され、地方単独のハード整備事業に充当することができることから、本町では新年度予算に約5,000万円を計上し、救急自動車整備事業や保育所施設機能充実事業などの財源に活用することといたしております。これらを合わせますと、今回の国の緊急経済対策に伴う財政効果額は約1億2,000万円に上るものと考えているところであり、本町における財政メリットは大変大きなものがありますことから、どうか御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、地域経済への波及効果等につきまして御答弁申し上げます。

まず、地域経済への波及効果につきましては、一般会計補正予算の追加事業費4億8,670万円のうち、町内業者が施工可能な工事といたしましては、防災・社会資本整備事業で約1,800万円、集団茶園整備事業の9,000万円、災害に強い森づくり事業の3,000万円、合わせて1億3,800万円程度と考えております。また、公共下水道特別会計の8,560万円のうち3,400万円についても町内業者への発注を予定いたしております。本町の場合、舗装工事を施工できる町内業者が存在しないこともございまして、追加補正額の全額を地元発注というわけにはまいらない事情はご



ざいますが、約1億7,000万円の工事を町内業者に発注できますことから、地域経済の活性化並びに景気浮揚効果の一助となることを期待しているところでございます。

次に、契約・発注方法につきましては、本町の場合、設計額が1,000万円未満の工事は指名競争入札、1,000万円以上になりますと一般競争入札を行うことといたしております。

入札に当たりましては、地域経済に配慮し、施工できる業者が町内にない場合や極めて少数となる場合を除きまして、指名競争入札については、業者選定基準に「町内本社要件」を定めており、また一般競争入札においては、参加資格要件として「町内に本社、もしくは支店を有すること」を要件とした上で、支店業者につきましては5年以上の町内実績要件を加えることにより、地元業者を優先いたしました発注形態といたしているところでございます。いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、地元業者に工事をしていただき、地域経済の活性化を図る姿が望ましいと考えており、町内業者に十分配慮した契約・発注に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） おはようございます。それでは、2件目、集団茶園整備の件の御質問に私のほうからお答えをいたします。

集団茶園整備事業に係る防霜ファン設置事業計画につきましては、当初計画どおり、平成25年度施工に向けまして京都府と協議してまいりました。事業メニューで有利な補助制度を活用できるよう検討し、国庫農業体質強化基盤整備促進事業の採択を受けるべく、昨年10月に25年度事業要望を行ったところでございます。しかしながら、京都府の要望取りまとめにおきまして、25年度要望が24年度の2倍近いものとなりまして、通常基盤整備が優先とされている事業メニューから採択されない可能性もあることから、何としても計画どおりの施工に向けた検討をしている段階におきまして、野田内閣の9,000億円規模の景気浮揚を図るための予備費を活用した経済対策の検討に入れ、農政局と京都府との協議を行う中で25年度中に事業実施が担保される今回の平成24年度補正予算要望に変更したところであり、11月30日に閣議決定され、12月20日付で事業採択申請を提出いたしまして、同12月26日付で事業採択通知を受けたところでございます。

今回の予備費での採択については、25年度の国庫事業採択が極めて不透明であったため、確実な事業を担保することから賢明な方法であったと考えております。財源につ

いては、通常分であっても補正でも国庫補助率は同様であり、法人の管理されている施設であることから起債の充当が発生しないため同様でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、4点目でございます。

4点目の集団茶園整備事業の発注計画でございます。まず、圃場内の暗渠・開渠排水工事を先行して実施し、その後において防霜ファン設置工事を翌年春までには完成いたします。予定といたしまして、暗渠排水工事の着工として、7月に着工いたしまして10月完成を目指します。それで、防霜ファン設置工事につきましては、暗渠排水10月完成後、即10月から翌年度の2月にはもう完成させたいという予定をいたしております。また、京都府の委託工事として実施いたします災害に強い森づくり事業につきましては、事業組みかえを行い、5月に着手いたしまして、できるだけ早い時期に完成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） おはようございます。それでは、稲石議員の御質問にお答えをいたします。

議案第2号で提案いたしております一般会計補正予算の消防救急無線デジタル事業につきまして答弁申し上げます。

消防救急につきましては、京田辺市に事務委託して大変お世話になっているところですが、現在の消防救急アナログ無線の使用期限が平成28年5月31日とされたことに伴い、より高度で安定した通信を実現するため、京田辺市消防本部が実施する消防救急無線のデジタル化に係る経費を計上しているところです。京田辺市消防本部においては、今回の国の補正予算による補助金（緊急消防援助隊設備整備補助金）を活用し、事業実施されるものです。通常でしたら3市町合わせましての総事業費は3億9,295万7,000円、うち本町事業費分が1億1,681万円ですが、緊急経済対策に伴う補助金見合い分1,536万円を差し引くことができるため、1億145万円を予算計上しております。したがって、国の補助金とあわせて100%充当の補正予算債も活用しておりますので、財源手当ては十分なされているものと考えております。

3自治体の経費負担割合につきましては、分担金に関する覚書の例に倣い、人口割、出勤割、均等割により算出した割合で3市町が負担することになり、おおむね京田辺市70%、井手町15%、本町15%となります。ただし、地理的条件により設置しなけ

ればならない宇治田原分署のアンテナについては本町が全額負担することになりますことから、本事業費に係る本町の負担割合は約30%となっているものでございます。

以上、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 建設課所管に係ります事業着工時期及び完成時期につきまして御答弁申し上げます。

一般的な工事着手までの流れをまず御説明させていただきますと、前年度に要望していた事業に対する国の予算配分がなされ、交付申請、交付決定、入札、業者決定、工事着手といった流れとなるわけですが、交付金交付決定までの実際の日程を、本年度平成24年度を例で申し上げますと、4月6日予算配分通知、4月23日交付申請、5月31日交付決定といった日程でありますことから、実際には6月以降から業務が動き出すといった流れでございました。しかし、今般お願いいたしております補正予算につきましては、既に予算配分がなされ、交付申請、交付決定まで進んでいる状況でございまして、予算の御可決をいただきますとすぐにでも業務に取りかけられる状況になってございます。したがって、経済対策に重きを置いた補正予算の趣旨から、早期の着手を念頭に置きまして取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

それぞれの事業の詳細な事業着手予定及び完了予定でございしますが、まず郷之口湯屋谷線における道路改良工事（落石防止工事）につきましては、工事区間が下水道工事区間と重複いたしますことから下水道工事完了予定の9月以降の着手で、実質的な工期としましては一、二カ月程度で完了できるものと考えております。

次に、道路法面安全点検、道路附属物等安全点検、舗装長寿命化修繕計画策定業務につきましては一つの業務として発注予定でありまして、4月中の入札を考えているところでございます。完了予定といたしましては、年度末までを予定いたしておりますが、次の道路舗装補修工事にも影響いたしますことから、舗装の路面性状調査の結果のみ発注後4カ月での納期を予定するところでございます。

次に、道路舗装補修工事でございますが、先ほどの路面性状調査結果を受けましての補修の優先順位づけを行い、気温等の関係から順次9月以降の発注を考えております。補修につきましては、全て完了いたしますのは年度内になろうというふうに考えているところでございます。

次に、橋梁長寿命化修繕計画策定業務関係につきましては、第1四半期内での発注を目指し、年内完了を予定するところでございます。また、橋梁長寿命化修繕工事につき

ましては、出水期となります6月15日から10月15日の期間につきましては工事に制限を受けますことから、予定いたします工事を橋面に係る工事と下部工に係る工事に分離して発注することを予定し、橋面工事を5月に発注する中で出水期の間完了して、引き続き下部工に係る工事を発注し、年度末完了を想定しているところでございます。

次に、路側線・カラー舗装工事でございますが、これも先ほどの路面性状調査結果や道路舗装補修工事の影響を受けるものと考えているところでございまして、事業着手は第3四半期以降となるものと考えているところであり、完了につきましても年度末となるものと予測するところでございます。いずれにいたしましても、常に経済対策であることを念頭に、可能な限り早期に完了できますよう取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 野田上下水道課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、4点目の公共下水道事業の着工時期、完成時期について御答弁申し上げます。

下水道事業におきましては、例年での工事発注は早期でも4月上旬に補助金の内定通知がありまして、4月下旬に交付申請を行い、その交付決定が5月下旬となり、工事の発注は一般競争での入札となることから7月となります。工事の完了は、他の工事とあわせまして3月末となります。

国の緊急経済対策に基づく予算を確保することにより、今回の町補正予算成立後、速やかに交付決定が受けられ、工事発注の準備に取り組みますので6月の発注となり、約1カ月でございますが、発注時期を短縮できると見込んでおります。なお、工事の完了は、他の工事とあわせまして同様に3月末となります。

また、今回の国の補正予算を要望するに当たりましては、京都府とも協議を行いまして、国の新年度予算の成立時期がおくれる可能性があり、暫定予算となった場合でもどれだけの国庫補助金が確保できるものか新年度の国庫補助金内示の状況が不透明であることから、当該補正予算を確保することにより平成25年度当初の事業執行の停滞を確実に起こさないという効果もあると考えておりますので、御理解をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石義一君。

○11番（稲石義一） それでは、2回目の質問を行います。

まず、財政的メリットについては、町負担が全体事業費の5.2%と極端に少ないことを挙げられました。そして、一般財源ベースでは、通常ベースと比べて約

7、200万円の効果があつたとされたところでございます。平成25年度分の元氣臨時交付金を加えますと、約1億2,000万円の財政効果ということでございますので、大いに結構なことでございます。

次に、集団茶園整備事業については、前政権が予備費を活用して行った景気浮揚対策に手を挙げて、昨年12月に既に事業採択通知を受けていたということでございますので、了解いたしたいと存じます。

次に、消防救急無線デジタル化事業についてでございますが、緊急経済対策に伴う国庫補助金については京田辺市がその全額を受けられ、本町においては本町が受けるべき補助金相当額を差し引いた事業費を負担するとのことでございました。また、財源につきましては、元利償還額のうち50%が交付税算入される有利な起債を充当するとの説明がございました。また、総事業費は3億9,295万7,000円で3自治体の経費負担割合もわかりましたので、諒といたしたいと存じます。

次に、公共下水道を含めた6事業の着工時期と完成予定時期についてでございます。今般の国の緊急経済対策に伴います補正予算は2月26日に成立をいたし、景気浮揚を狙って可能な限り早期に執行するよう各方面に要請がなされたところでございます。残念ながら、本町の場合、一部の事業を除いたほとんどの事業が年度末の完成見込み予定であり、早期の完成が望めないということでございました。できないものは仕方がございませんが、一方で平成25年度の当初予算に計上されました普通建設事業が、これら補正予算の影響を受けて年度末完成が見込めず、繰り越し事業となるようなことがないよう強く求めておきます。

次に、今回の補正予算がもたらす本町への景気の波及効果でございますが、下水道事業を含めた総事業費約5億7,000万円のうち町内業者に発注できる事業費枠は約1億7,000万円が見込めるということでございました。また、契約等における地元業者優遇対策でございますが、指名競争入札及び一般競争入札において一定の方策が講じられておりましたので、諒といたしたいと存じます。

以上で補正予算に関する質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第2号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第19、議案第3号、平成24年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第3号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第20、議案第4号、平成24年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第4号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第21、議案第5号、平成24年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第5号の採決をいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第22、議案第6号、平成24年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第6号の採決をいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第23、議案第7号、平成24年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第7号の採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月28日午前10時より会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

御苦労さまでございました。

散 会 午前10時54分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 上 林 昌 三

署 名 議 員 内 田 文 夫